入院時食事療養費改定のご案内（2026年6月～）

新百合ヶ丘総合病院

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）適温で提供しています。

入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）

区分	対象条件	負担額
一般	下記いずれにも該当しない者	550円
指定難病・小児慢性	指定難病患者または小児慢性特定疾病患者 （住民税非課税世帯を除く）	330円
住民税非課税世帯	世帯全員が住民税非課税の方（低所得者Ⅱ）	270円
住民税非課税世帯 （長期入院）	住民税非課税世帯で、過去1年間の入院日数が90日を超える場合	220円
低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯で所得が一定基準に満たない70歳以上の方	130円

【注意事項】

- 1日の標準負担額は、3食分（最大1,650円※一般の場合）が上限となります。
- 入院時の食事に係る標準負担額は、高額療養費の支給対象にはなりません。

新百合ヶ丘総合病院 医事課